

## 「木屋川水系木屋川ダム再開発事業環境影響評価書」に対する環境大臣意見

本事業は、山口県が、山口県下関市豊田町大字大河内に位置する木屋川水系木屋川ダムについて、既設ダムを嵩上げすることで洪水調節容量を増加させ、ダムの治水能力を高めるとともに、河川環境の保全や既得用水の安定化を図るものである。

対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ及びオオタカの複数ペアによる営巢が確認されている。さらに、木屋川及び深川流域は、「木屋川・音信川ゲンジボタル発生地」として国の天然記念物に指定され、豊かな自然環境が維持されているほか、豊田湖畔公園をはじめとした人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、本事業の実施に伴うこれら自然環境への影響が懸念される。

また、本事業の実施による再開発後のダムは、供用期間が長期に及ぶことから、今後、気候変動による降水量の変化に伴い、流況の変動が生じたとしても、環境への影響を極力低減することに努めることは重要である。

したがって、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載すること。

## 1. 総論

## (1) 調査・予測・評価の再実施

本事業については、工事着手時期が未定であり、また、長期間にわたる工事が予定されていることから、本事業の実施までに対象事業実施区域及びその周辺の自然環境等に変化が生じる可能性がある。このため、工事着手前又は工事中に、現段階で予測し得なかった環境変化が生じた場合には、その変化の状況に応じ、最新の知見等に基づき、調査・予測・評価を改めて実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置を講ずること。

## (2) 事後調査等について

ア．事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ．上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ．事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について、報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめること。

エ．本事業については工事が長期にわたることから、報告書の作成とは別に、工事中において上記のア及びイの検討内容や結果について適切な時期に公表すること。さらに、供用後においても、環境保全措置、事後調査及び環境監視の結果等の公表に努めること。

### ( 3 ) その他

本事業の実施による再開発後のダムは、供用期間が長期に及ぶことから、今後、気候変動による降水量の変化に伴い、流況の変動が生じたとしても、上記( 1 )及び( 2 )について適切に取り組み、環境への影響を極力低減することに努めること。

## 2 . 各論

### ( 1 ) 動植物及び生態系に対する影響

ア．対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ及びオオタカのつがいの繁殖がそれぞれ複数確認されており、特に本事業に係る工事を営巣期に実施する場合には、重大な影響が懸念される。

このため、サシバ及びオオタカの繁殖への影響を可能な限り低減するために、事業実施によるサシバ及びオオタカの営巣中心域及び高利用域の減少や分断を極力回避するとともに、営巣中心域及び高利用域で工事を実施する場合には、営巣期における工事は極力避けること。また、工事の詳細計画の策定段階から専門家等へ助言を求めるとともに、工事によるサシバ及びオオタカの繁殖への影響について、適切に事後調査を行いつつ、重大な影響が認められた場合は、工事を一旦中止するとともに、専門家等からの助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講じ、サシバ及びオオタカの繁殖への影響を可能な限り低減すること。

イ．本事業の実施によるダム上流及び下流の河川における水質や水温等の変化により、魚類、底生動物、河川の植生等の動植物の生息・生育環境に対する影響が懸念される。

このため、工事の実施前、工事中及び供用後において、魚類、底生動物、河川の植生等の動植物の生息・生育状況等を適切に監視し、動植物の生息・生育環境への重大な影響が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

### ( 2 ) 建設発生土の発生抑制及び有効利用

本事業の施工に伴い発生する建設発生土は約 6.3 万 m<sup>3</sup>と予測されており、その全量を対象事業実施区域内に設置する建設発生土処理場で処理するとされている。このため、工事及び残土処分の詳細計画の策定に当たっては、建設発生土の発生抑制に努め、可能な限り適切に有効利用すること。また、建設発生土処理場を設置する場合にあっては、処理量に見合った適切な規模とし、建設発生土処理場の設置に伴う改変を最小限に抑制すること。